

市町村地域福祉計画策定状況等の調査結果概要

(平成29年4月1日時点)

【市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況について】

- 全1,741市町村（東京都特別区を含む、以下同じ）については、市町村地域福祉計画を「策定済み」が1,289市町村（74.0%）となり、前回調査と比較して78市町村（4.4ポイント）増加している。
- 市区部・町村部別の策定状況を見ると、市区部では、「策定済み」が89.7%であるのに対し町村部では60.3%に留まっており、約1.5倍の差が生じている。
- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にあり、100万人以上の自治体では策定率100%を達成しており、10万人以上の自治体では策定率90%を超えている。
- 計画の改定状況について、「改定済み」は890市町村（69.0%）となり、前回調査結果と比較して116市町村（5.1ポイント）増加している。
- 計画の期間については1,000市町村（77.6%）が「5年間」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは683市町村（53.0%）となっている。そのうち468市町村（68.5%）が評価実施体制を構築している。評価実施体制を構築している市町村のうち、8割以上が年1回以上評価委員会を開催している。
- 「策定未定」361市町村のうち、246市町村（68.1%）が「策定する方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」としている。
- 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多く269市町村（74.5%）となっており、必要な支援策として290市町村（80.3%）が「すでに策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。
- 全47都道府県については、89.4%にあたる42道府県が都道府県地域福祉支援計画を「策定済み」であり、未策定5都県すべてが「策定予定」と回答している。

【生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況について】

- 全1,741市町村のうち、生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画に盛り込んだ」と回答したのは680市町村（39.1%）である。「別の単独計画として策定した」16市町（0.9%）、「作業中である」154市町村（8.8%）を合わせると48.8%になる。
- 全47都道府県のうち、31道府県（66.0%）が「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」「別の単独計画として策定した」「作業中である」と回答している一方で、16府県（34.0%）が「予定はあるが作業を開始していない」「予定はない（未定）」と回答している。

【都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況について】

- 都道府県間における市町村地域福祉計画の策定率について、10府県が100%を達成している一方で30%台に留まっているところもあり、約2.8倍の差が生じている。
- 「策定未定」の市町村がある32都道府県のうち、27道府県（84.4%）が管内市町村へ「策定の働きかけを行った（又は行う予定がある）」と回答している。

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査結果（平成29年4月1日時点）

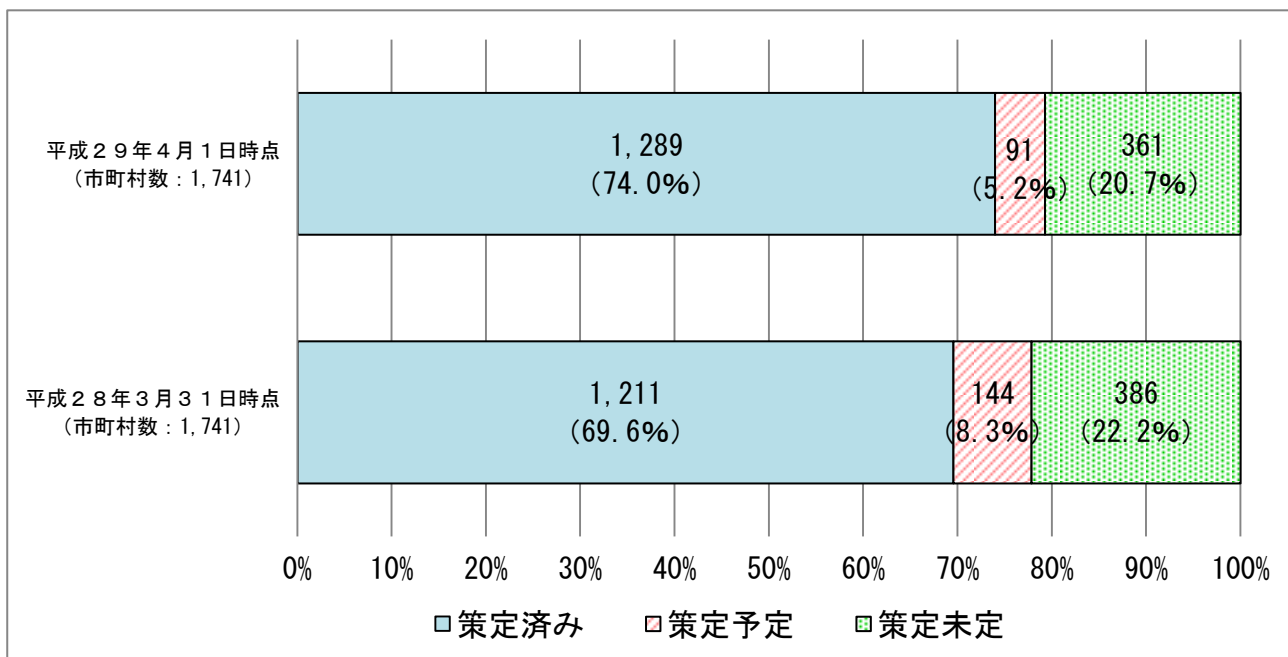
- 1 策定状況
 - (1) 市区部・町村部別の策定状況
 - (2) 人口規模別の策定状況
- 2 内容
- 3 改定状況
- 4 期間および進行管理
- 5 地域福祉活動計画との関係
- 6 策定未定の市町村の策定方針および未策定の理由、策定のために必要な支援策
- 7 地域福祉計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況

【調査の概要】

- 調査対象 1, 741市町村
- 回答数 1, 741市町村（回収率100%）
- 調査時点 平成29年4月1日現在

I-1 策定状況

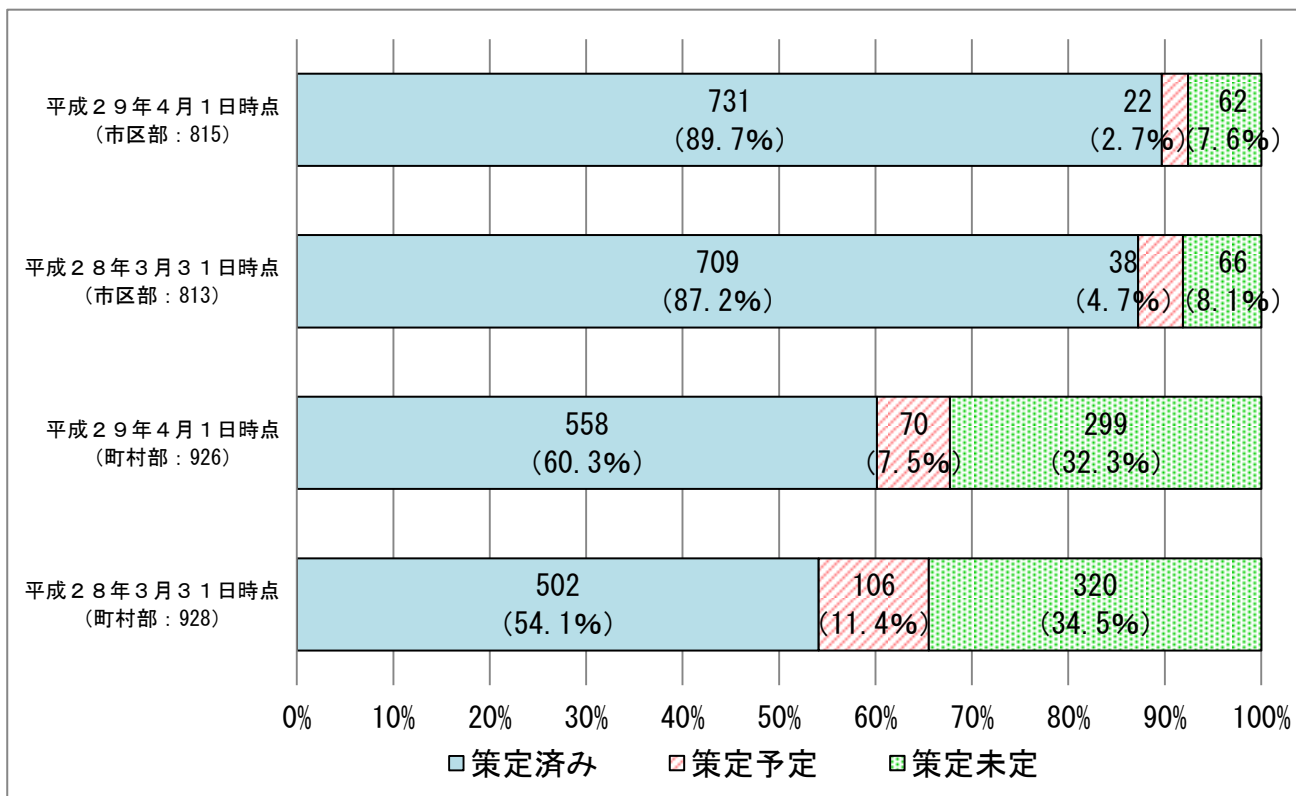
○ 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,289市町村（74.0%）となり、前回調査と比較して4.4ポイント増加した。



I-1-1 (1) 市区部・町村部別の策定状況

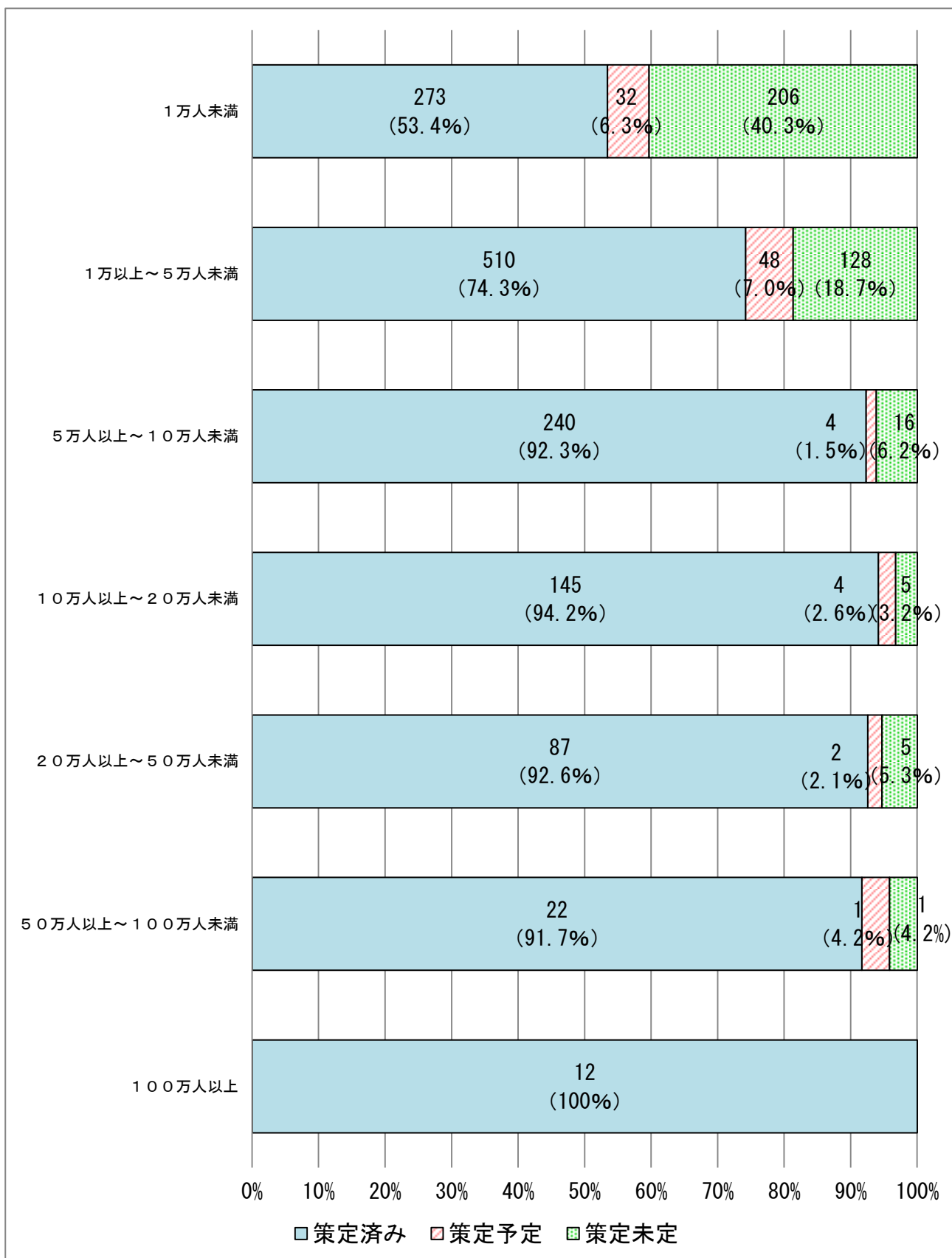
○ 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は2.5ポイント、町村部は6.2ポイント増加した。

○ 一方、策定率を比較すると、市区部（89.7%）と町村部（60.3%）の間には依然として約1.5倍の差が生じている。



I-1-(2) 人口規模別の策定状況

- 人口規模の大きな市町村ほど策定率が高い傾向にある。
- 「1万人未満」の市町村の策定率が5割強であるのに対し、「5万人以上」の市町村は概ね9割を超える策定率となっている。

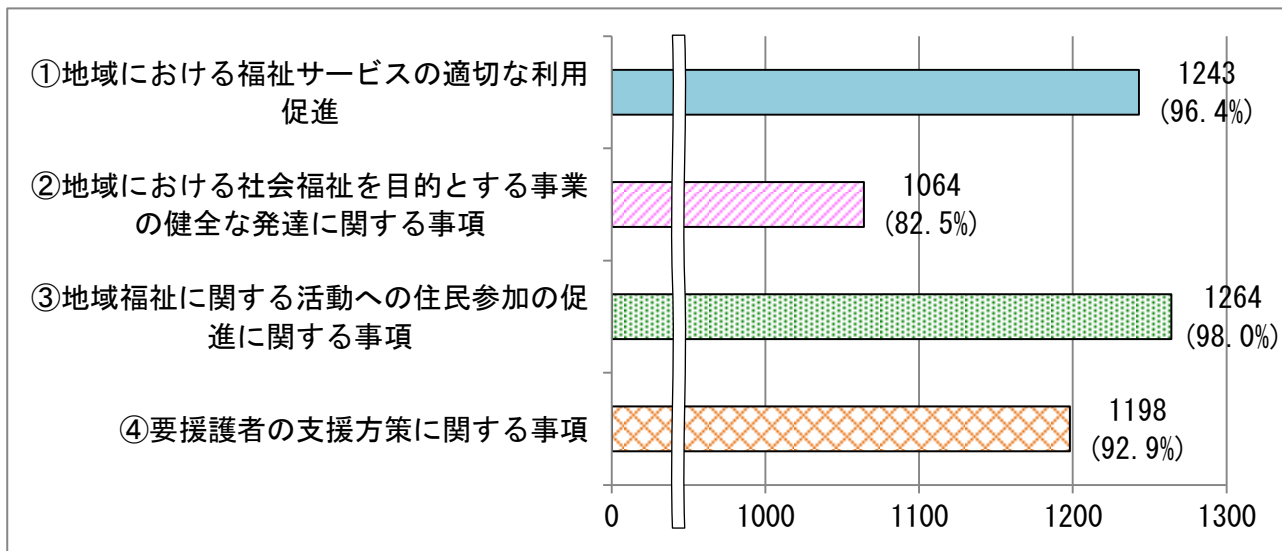


1-2 内容

- 地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、「地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項」については、ほぼすべての市町村が計画に位置づけている。
- 4項目すべてを計画に位置づけているのは995市町村（77.2%）となっている。

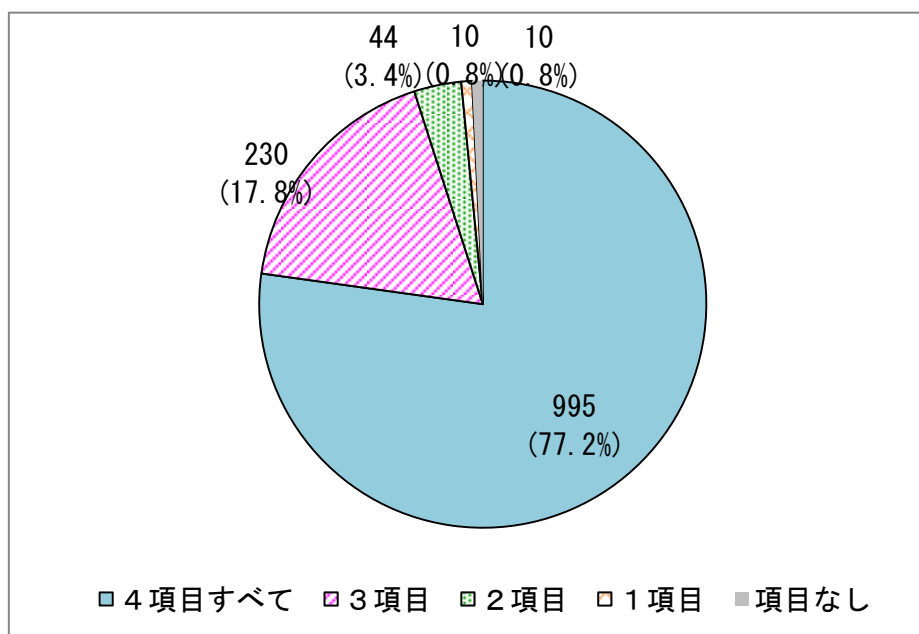
<項目別策定内容>

策定済み1, 289市町村の回答



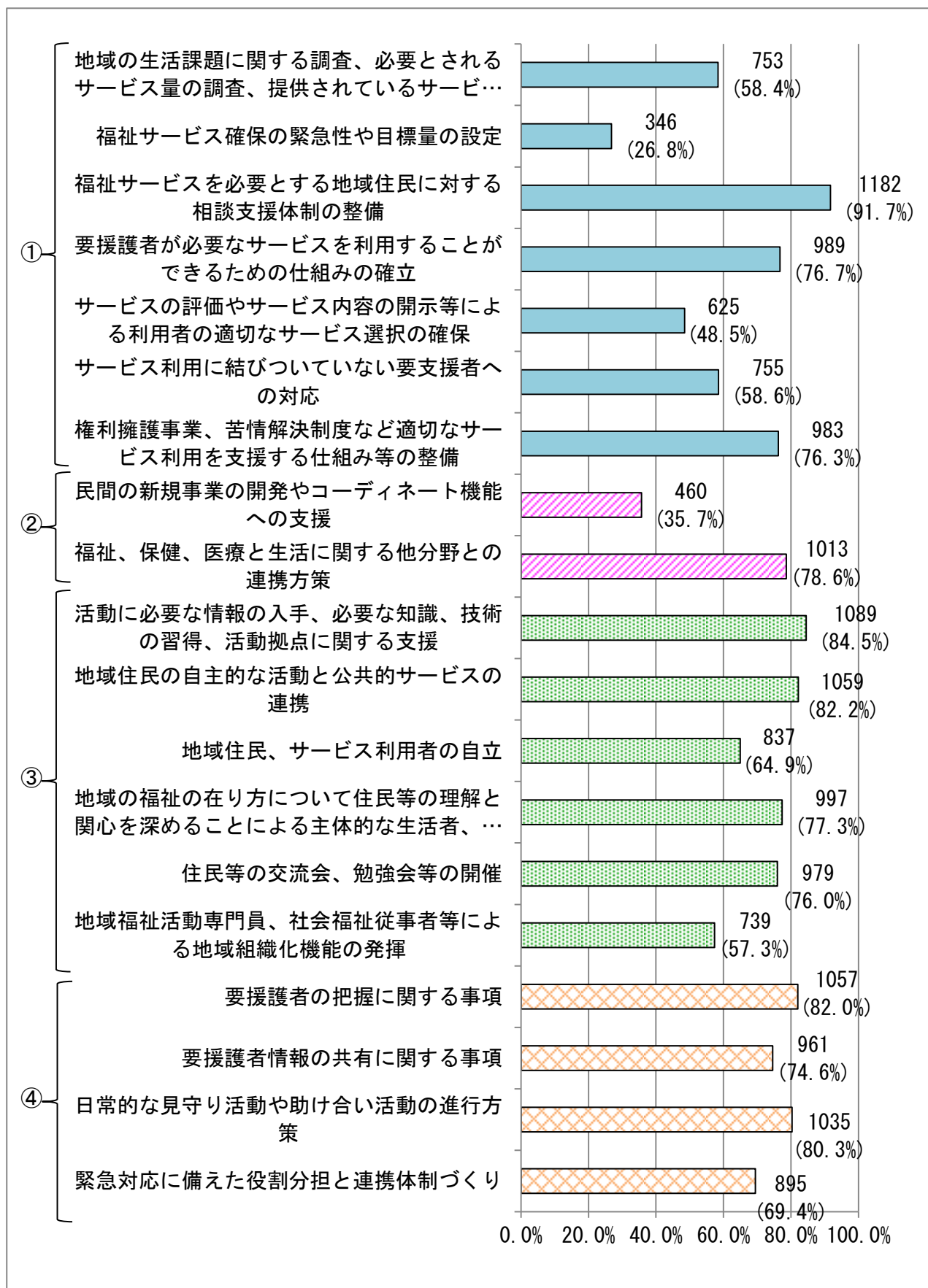
<策定項目数>

策定済み1, 289市町村の回答



<項目ごとの内容（詳細）>

策定済み1, 289市町村の回答



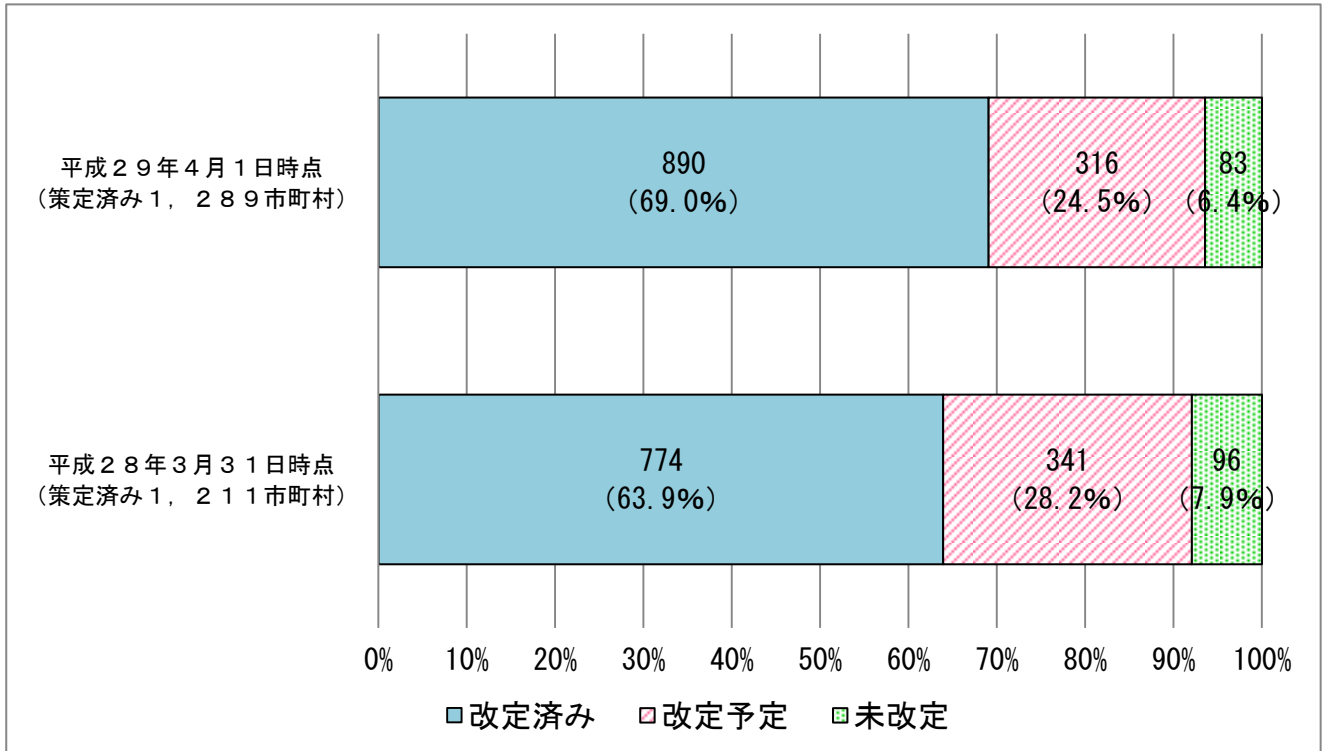
※①～④は、P5のグラフの項目①～④と同じ。

I-3 改定状況

(地域福祉計画に係る社会福祉法の規定が施行された平成15年4月以降の改定状況)

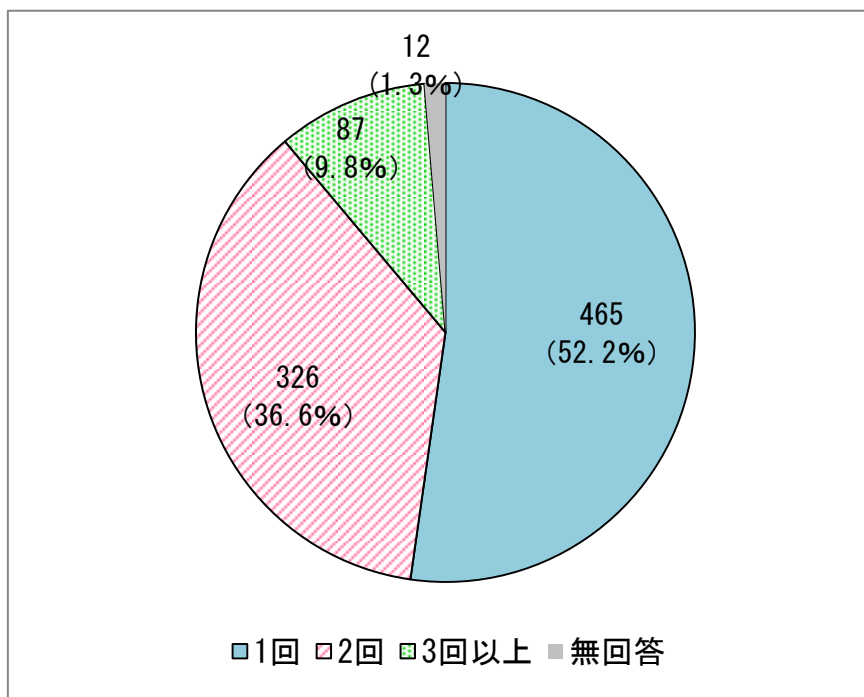
- 「改定済み」の回答は890市町村(69.0%)となり、前回調査と比較して5.1ポイント増加した。
- 「改定済み」のうち、約5割の市町村において改定回数が「1回」となっている。

策定済み1, 289市町村の改定状況



<改定回数>

改定済み890市町村の回答

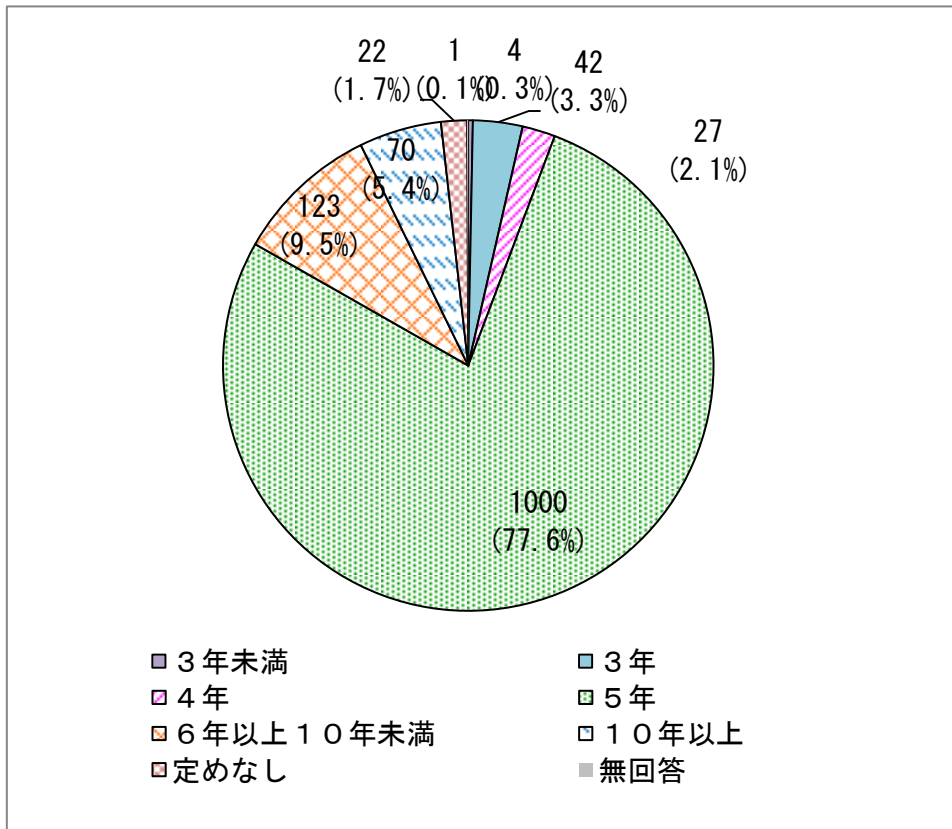


1-4 期間および進行管理

- 計画の期間については1,000市町村(77.6%)が「5年間」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは683市町村(53.0%)となっている。そのうち468市町村(68.5%)が評価実施体制を構築している。評価実施体制を構築している市町村のうち、8割以上が年1回以上評価委員会を開催している。

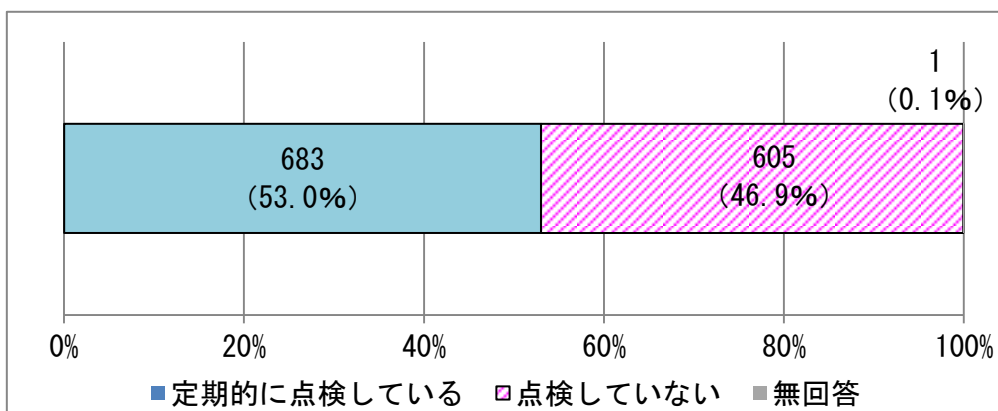
<計画の期間>

策定済み1,289市町村の回答



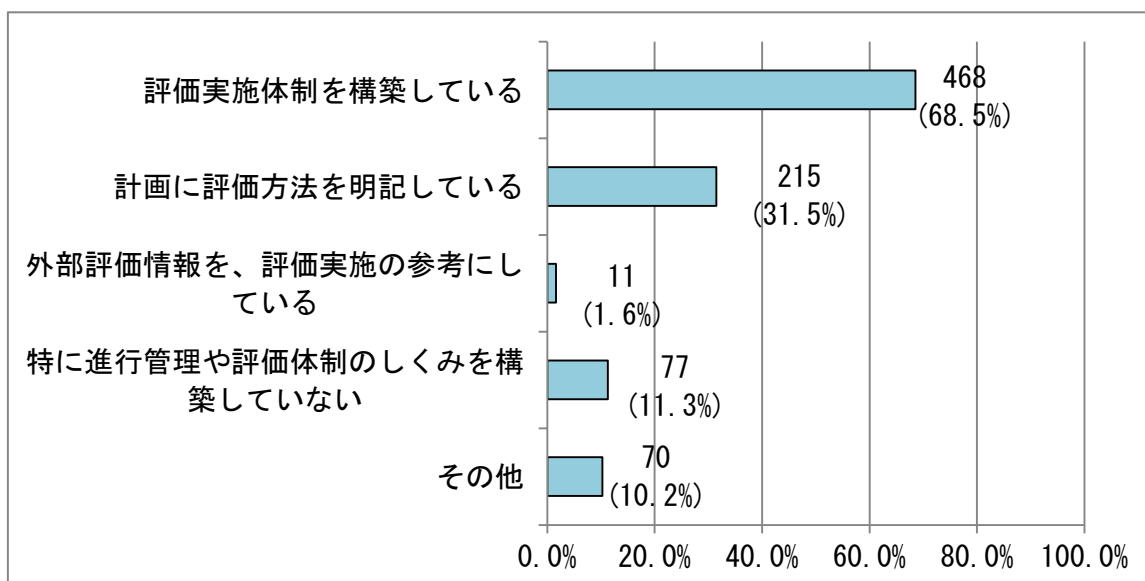
<進行管理>

策定済み1,289市町村の回答



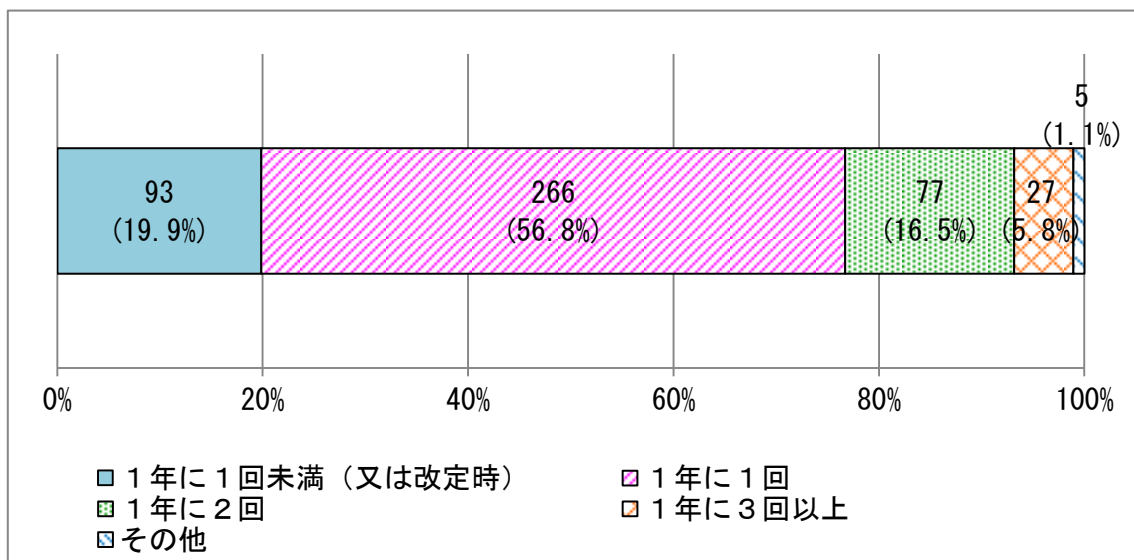
<評価体制>

定期的に点検している683市町村の回答（複数回答）



<評価委員会の開催回数>

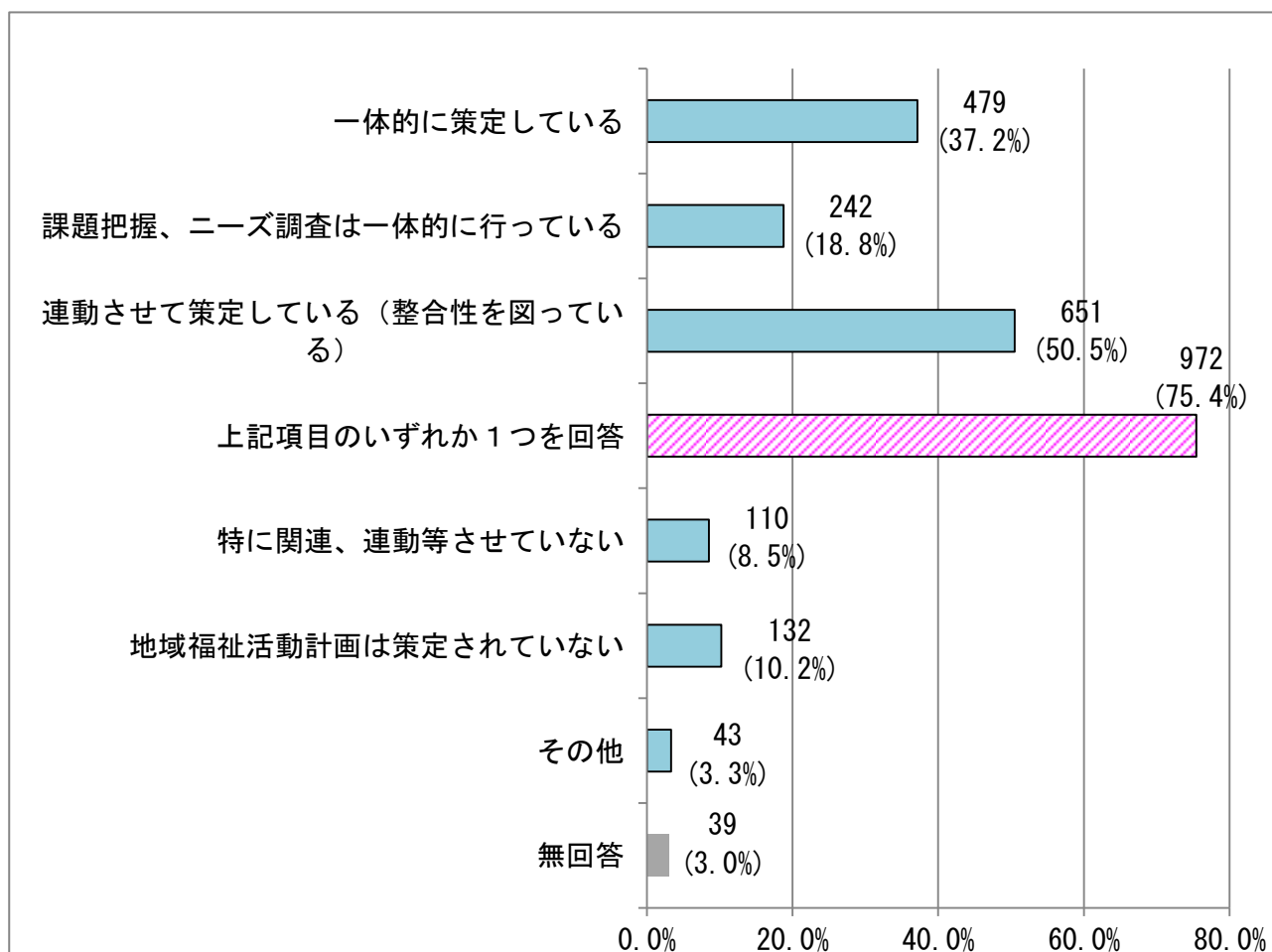
評価実施体制を構築している468市町村の回答



I-5 地域福祉活動計画との関係

- 地域福祉計画を策定している1,289市町村のうち、「連動させて策定している」のは651市町村（50.5%）となっている。
- 「一体的に策定している」「課題は把握、ニーズ調査は一体的に行っている」「連動させて策定している（整合性を図っている）」のいずれか1つを回答したのは972市町村（75.4%）となっている。

策定済み1,289市町村の回答（複数回答）

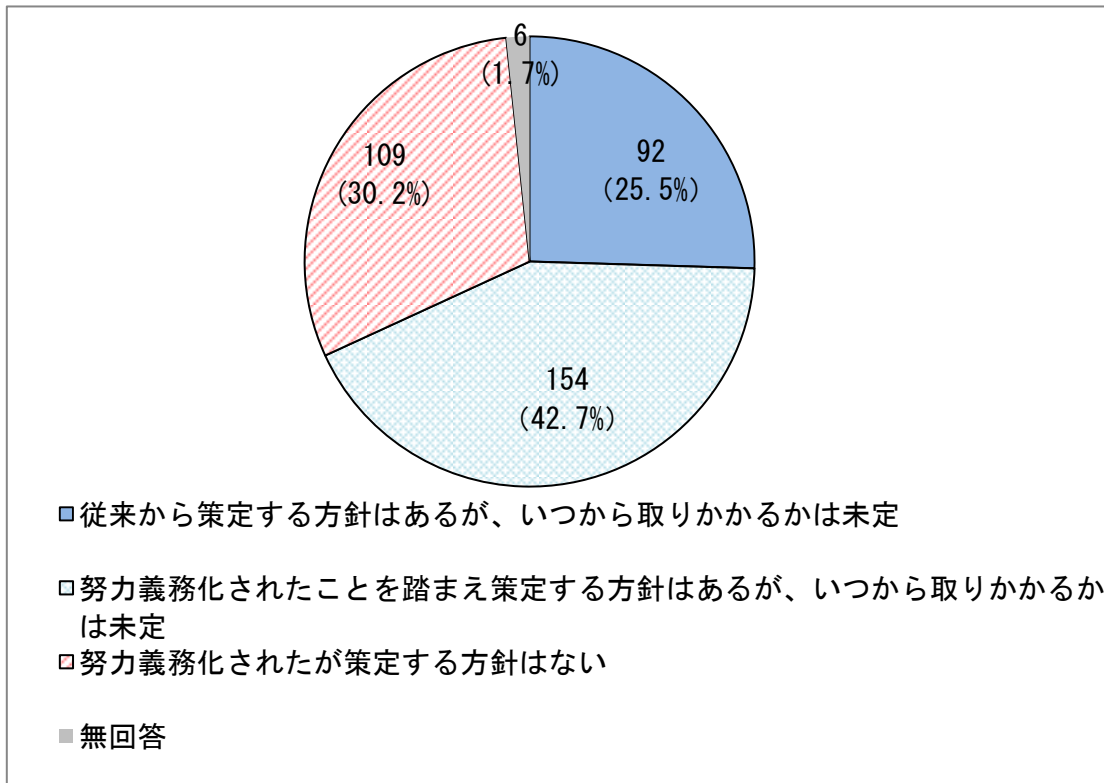


I-6 策定未定の市町村の策定方針および未策定の理由、策定のために必要な支援策

- 「策定未定」の361市町村のうち、246市町村（68.2%）が「策定方針はあるが、いつから取りかかるかは未定」と回答している。
- 未策定の理由は、「計画策定に係る人材やノウハウ等が不足しているため」が最も多く269市町村（74.5%）となっており、必要な支援策として290市町村（80.3%）が「すでに策定した自治体のノウハウの提供」と回答している。
- 未策定の理由として、他の計画で同様の内容を定めていると回答した市町村の約8割が総合計画、もしくは高齢や障害、児童等の各種福祉計画に位置づけていると回答している。

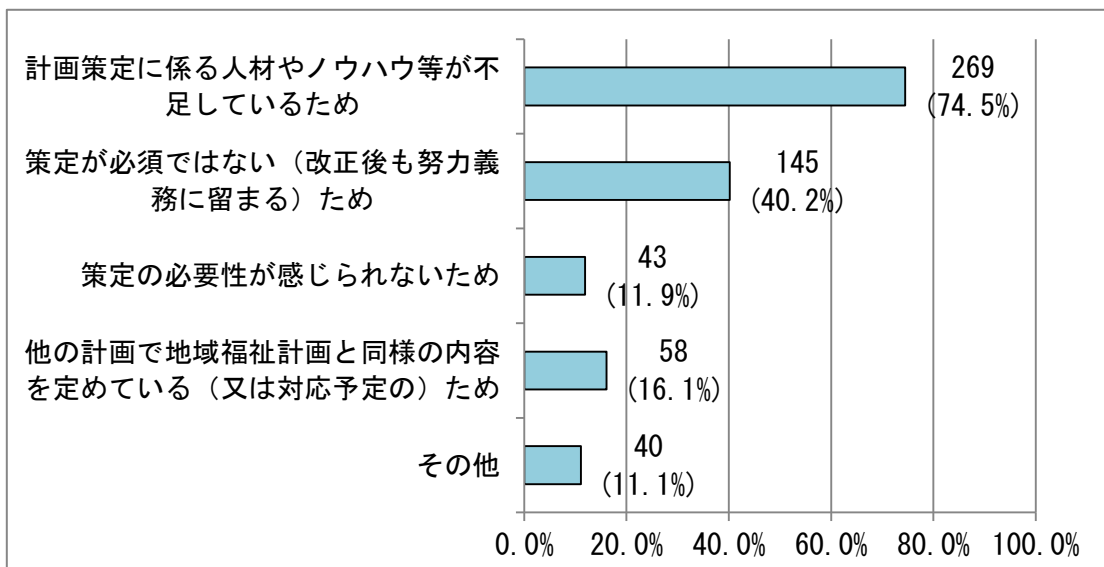
<計画の策定方針>

策定未定361市町村の回答



<未策定の理由>

策定未定361市町村の回答（複数回答）



「他の計画で地域福祉計画と同様の内容を定めている」場合の主な回答

- 総合計画の中に盛り込んでいる。(17)
- 高齢者保健福祉計画、障害者計画・福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等の計画に盛り込んでいる。(13)
- 上記計画のほか、教育振興基本計画、生涯学習推進計画、健康増進計画、地域防災計画等にも盛り込んでいる。(4)

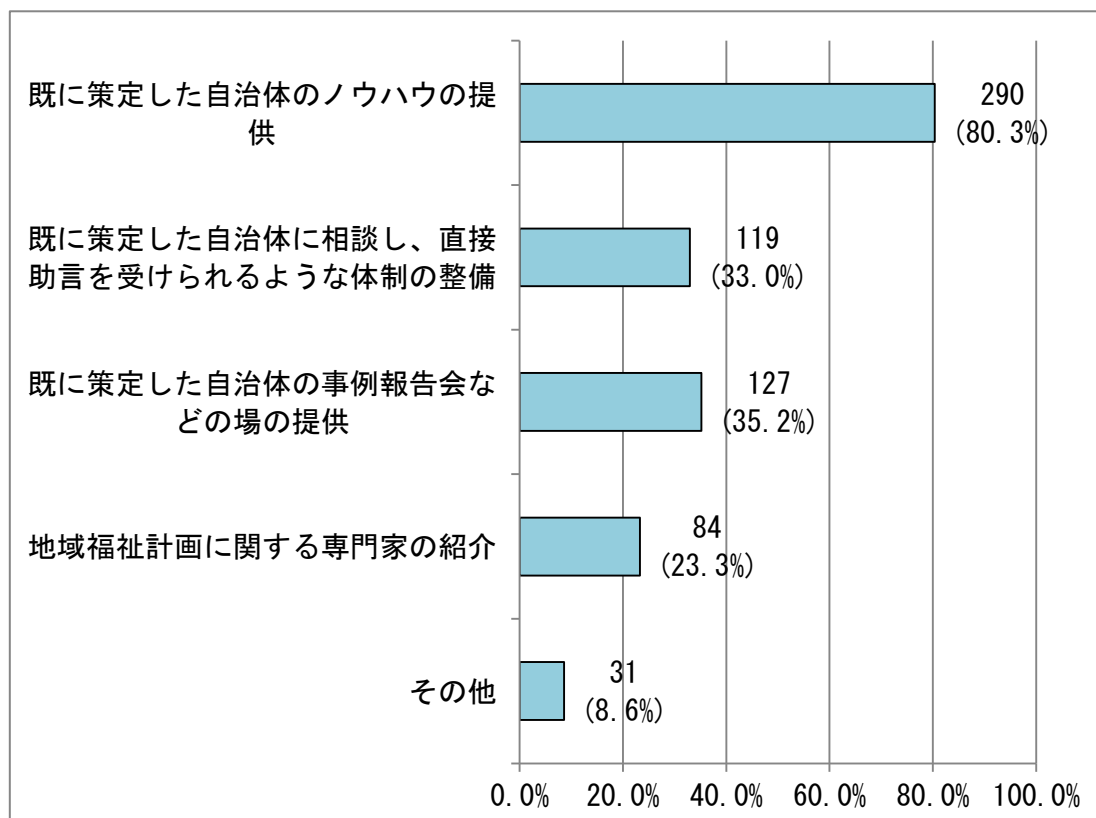
「その他」の主な回答

- 策定に要するマンパワー不足。(12)
- 各種福祉計画を策定し対応しているため、地域福祉計画策定の必要性を感じない。(5)
- 他の福祉計画の策定・見直しを優先している。(4)
- 専門知識の不足。(3)
- 総合計画に盛り込むことを想定している。(2)
- 今後策定に向けた協議を行う予定（または検討中）。(2)
- 震災後の状況が落ち着いたら策定について検討する予定。(2)
- 震災後、避難指示が解除されたばかりであり、計画策定は困難。(2)
- 策定の方針が検討できていないため。
- 関係機関から策定希望の声は上がっているものの、行政機関トップレベルが必要性をあまり感じていないため、県から助言（指導）をしていただきたい。
- 高齢者、子ども、障害など計画年数（3年、5年）が異なることも、地域福祉計画策定するにあたっての課題になっている。
- 他の優先すべき業務があり、地域福祉計画の策定が義務づけられていない中、他の業務が優先であるため、人的・財政的な支援等がなければ困難。
- 生活困窮者自立支援、各種虐待、国保制度、自殺予防、生活習慣病対策等目まぐるしく変化する社会保障、福祉政策に対する対応には、長期的計画を策定することによるデメリット、スピード、ニーズに対応できない可能性を感じている。
- 介護保険事業計画においても地域のニーズを調査・把握している。
- 市町村合併協議中であり、協議の状況により策定について検討する予定。
- 策定の予算がつかない。

※（ ）内は類似する回答数

<必要な支援策>

策定未定361市町村の回答（複数回答）



「その他」の主な回答

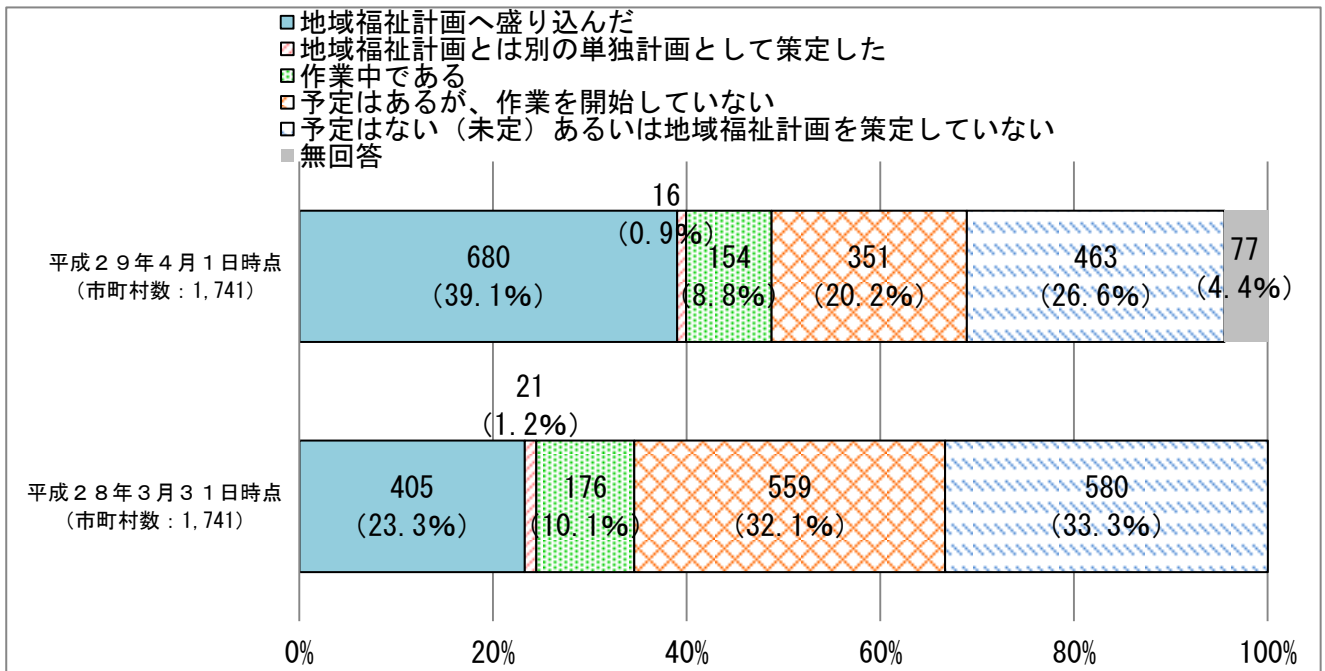
- 策定のための財政支援（人員配置、業務委託等）。（6）
- 人的支援（計画策定支援コーディネーター等の派遣）。（4）
- 標準フォーマットの提供。
- 計画に盛り込むべき福祉分野の共通事項の明示。

※（ ）内は類似する回答数

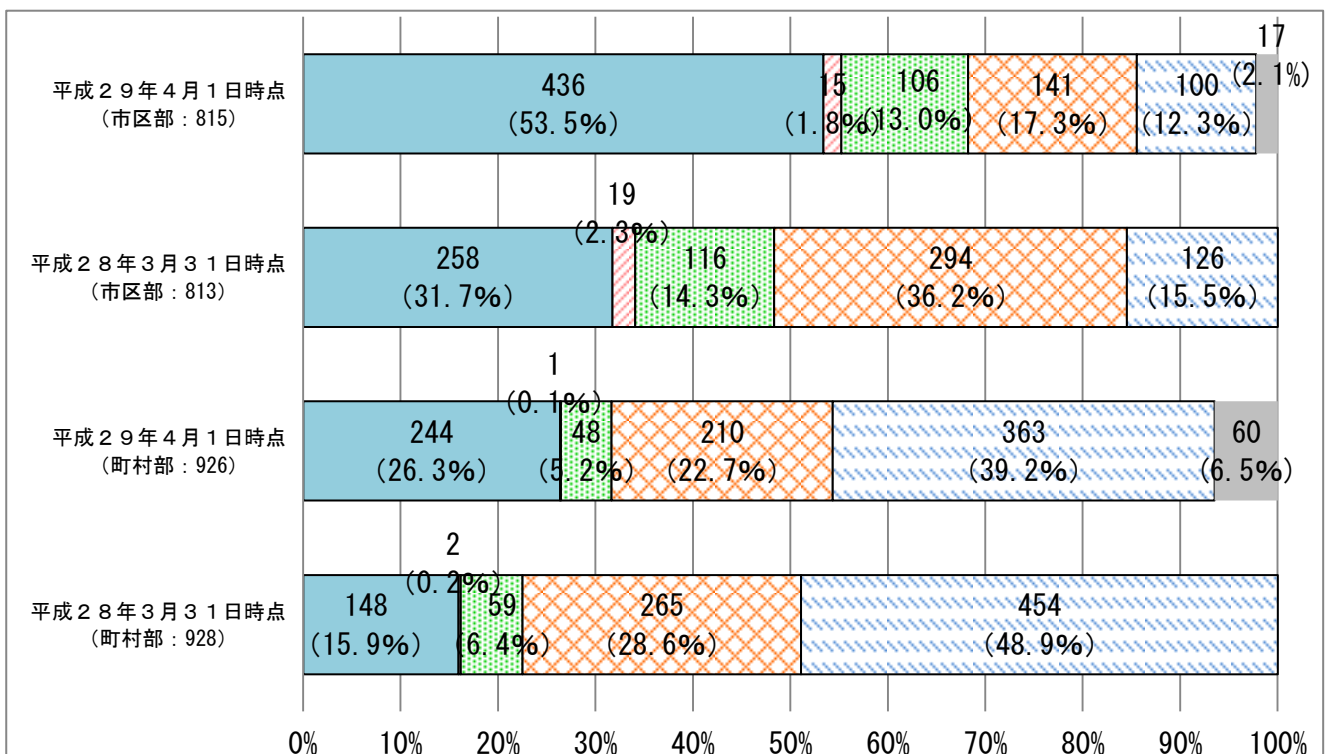
I-7 地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 全1,741市町村のうち、680市町村(39.1%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して15.8ポイント増加した。
- 「別の単独計画として策定した」16市町(0.9%)、「作業中である」154市町村(8.8%)を合わせると48.8%になる。
- 地域福祉計画の策定状況と同様に、生活困窮者自立支援施策の位置づけについても、市区部(53.5%)と町村部(26.3%)の間で差が生じている。

全国1,741市町村の回答



<市区部・町村部別>



Ⅱ. 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査結果（平成29年4月1日時点）

- 1 策定状況
- 2 内容
- 3 改定状況
- 4 期間および進行管理
- 5 策定未定の都道府県の策定方針および未策定の理由
- 6 地域福祉支援計画への生活困窮者支援方策の盛り込み状況
- 7 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況
- 8 市町村地域福祉計画の策定の推進及び支援状況

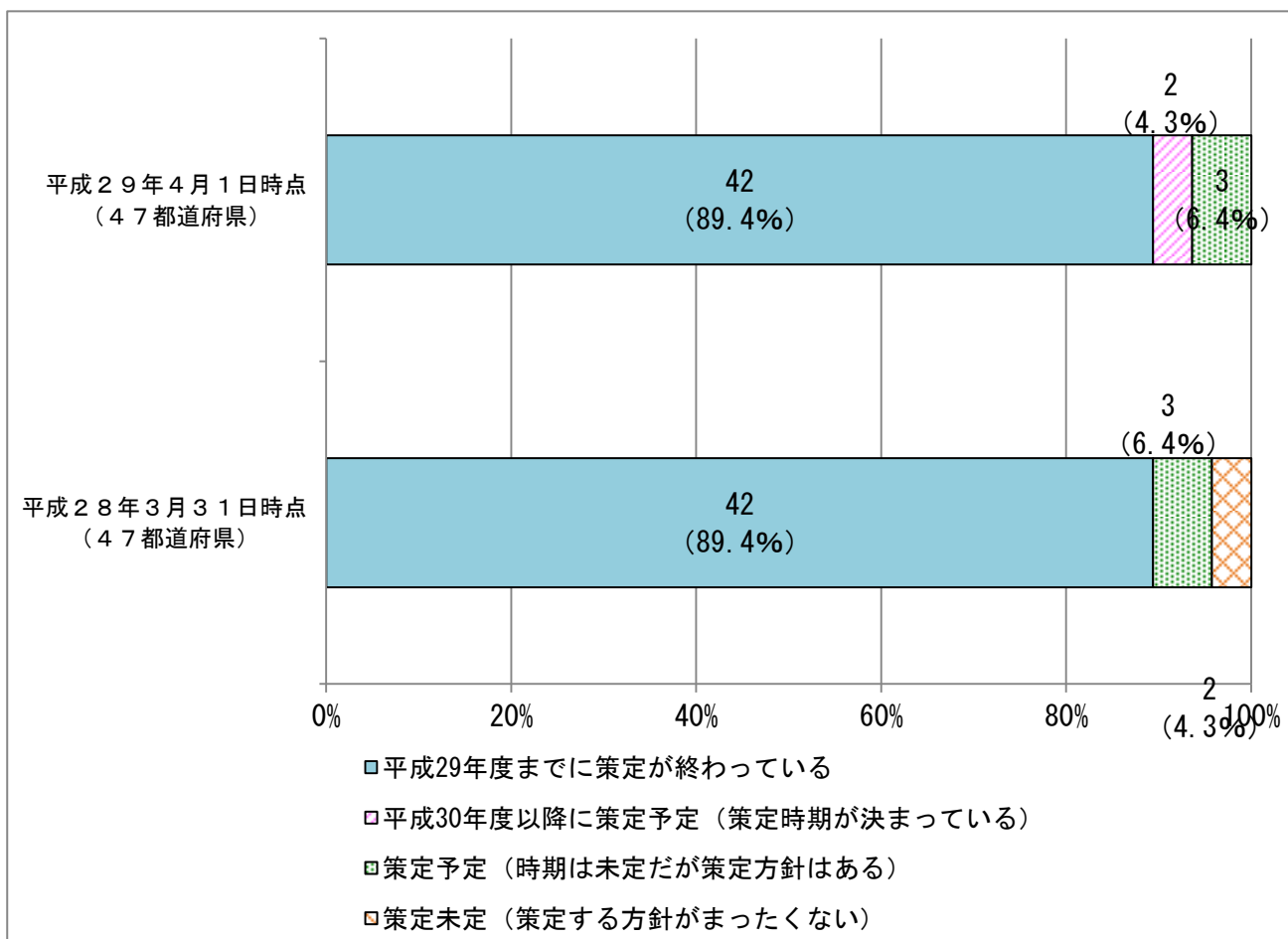
【調査の概要】

- 調査対象 47都道府県
- 回答数 47都道府県（回答率100%）
- 調査時点 平成29年4月1日現在

Ⅱ－１ 策定状況

- 「策定済み」は42道府県（89.4%）で、前回調査と変わっていない。
- 「策定予定」が増え、「策定未定（策定する方針がまったくない）」がなくなっている。

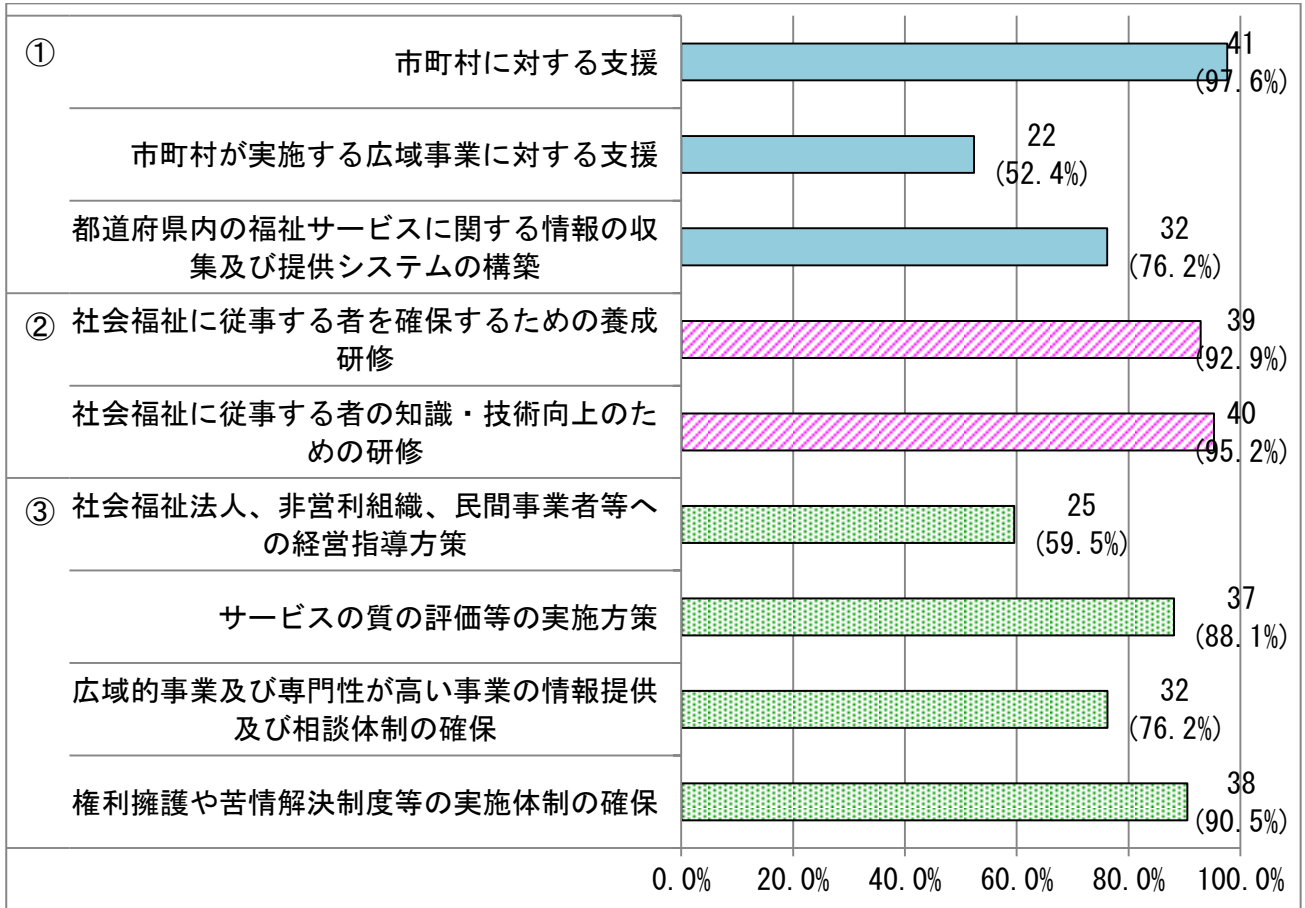
47都道府県の回答



Ⅱ-2 内容

- 地域福祉（支援）計画の策定ガイドラインで定めている項目のうち、「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上」については、策定済みのほぼすべての道府県が計画に位置づけている。

策定済み42道府県の回答



①市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項

②社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

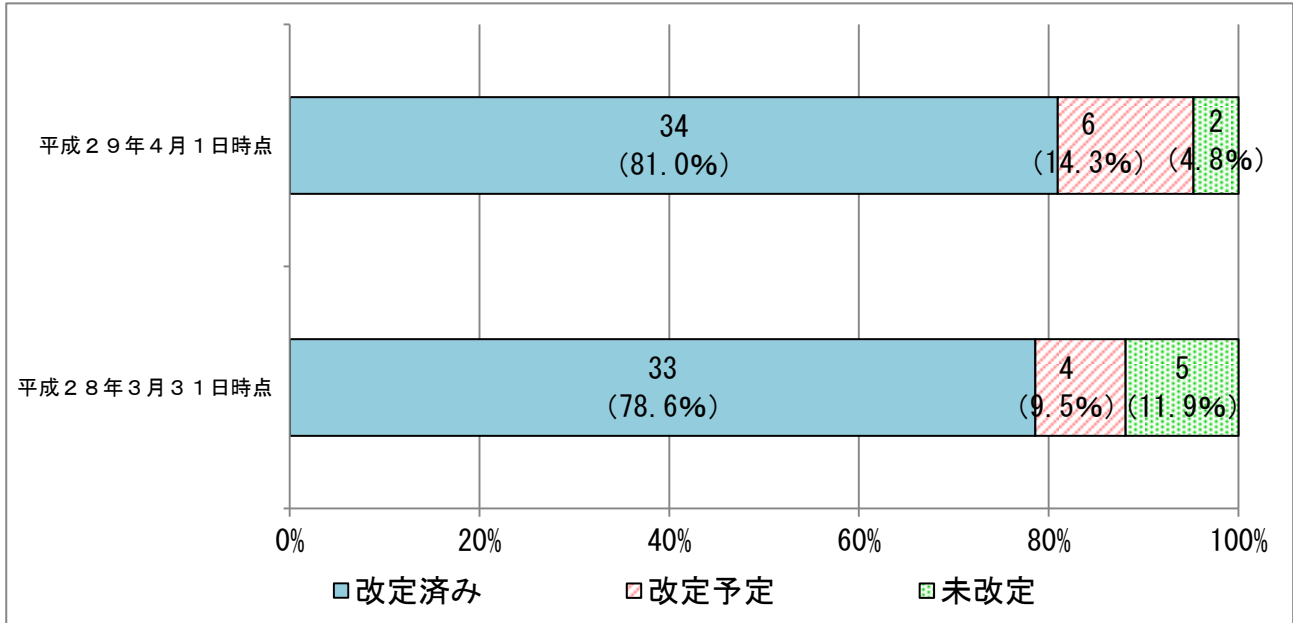
③福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

Ⅱ－3 改定状況

○ 「改定済み」と回答した道府県が約8割となり、その半数が改定回数を「2回」と回答している。

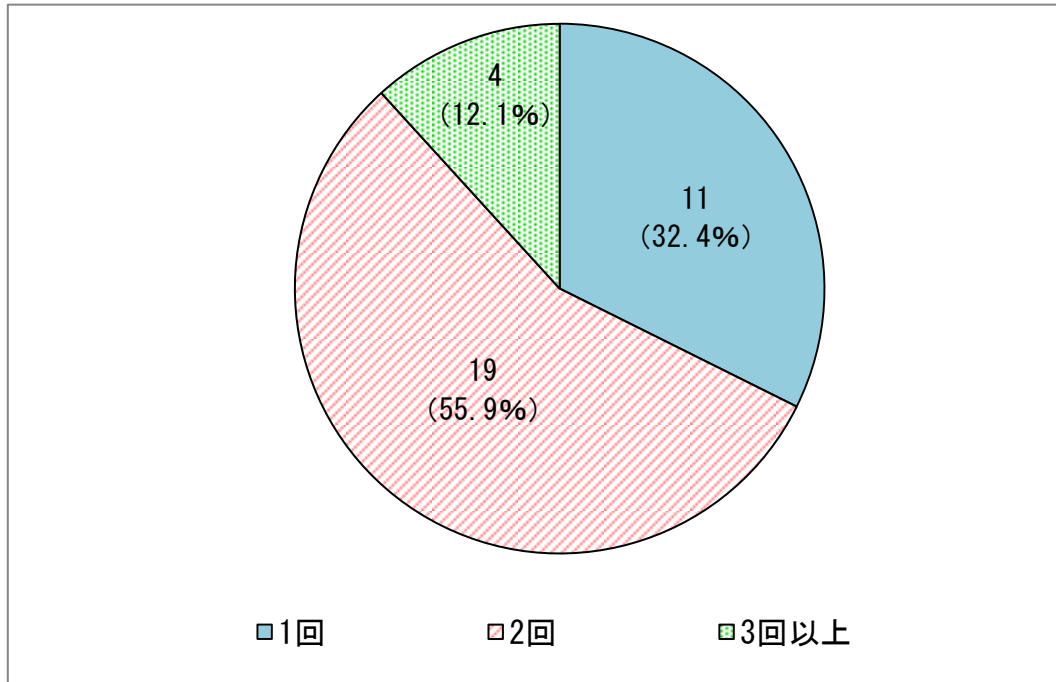
(1) 改定状況

策定済み42道府県の回答



(2) 改定回数

策定済み42道府県の回答

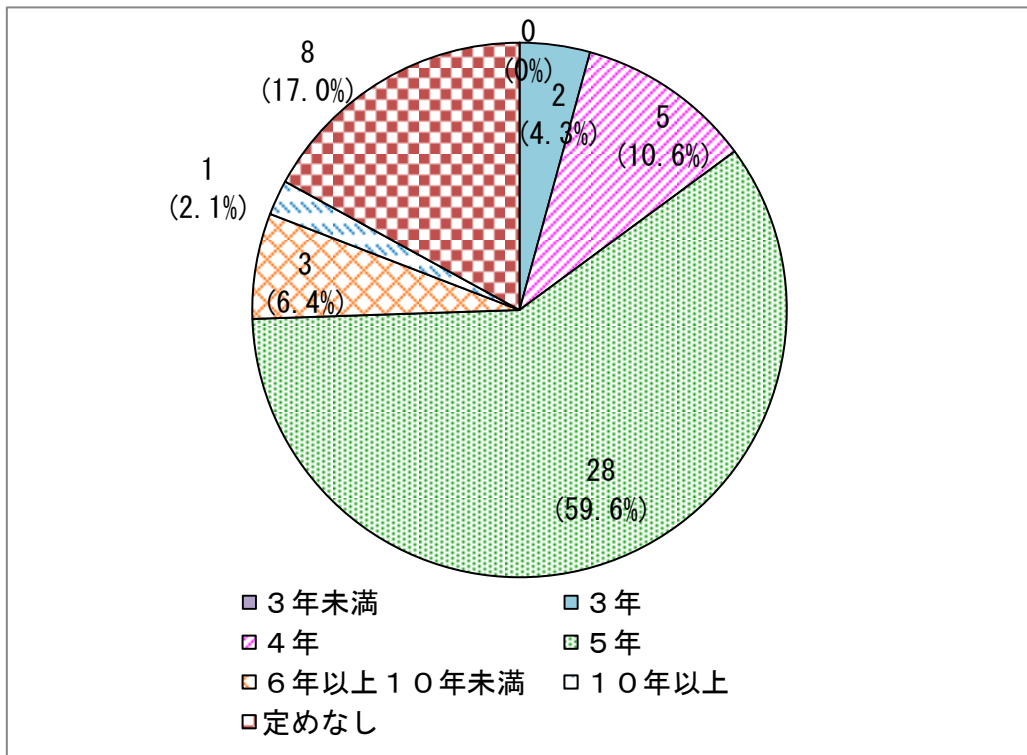


Ⅱ－４ 期間および進行管理

- 計画の期間については、28道府県（59.6%）が「5年間」となっている。
- 進行管理については、計画を定期的に点検しているのは34道府県（70.2%）となっており、そのうち21道府県（61.8%）が評価実施体制を構築している。評価実施体制を構築している道府県のうち、7割以上が年1回以上評価委員会を開催している。

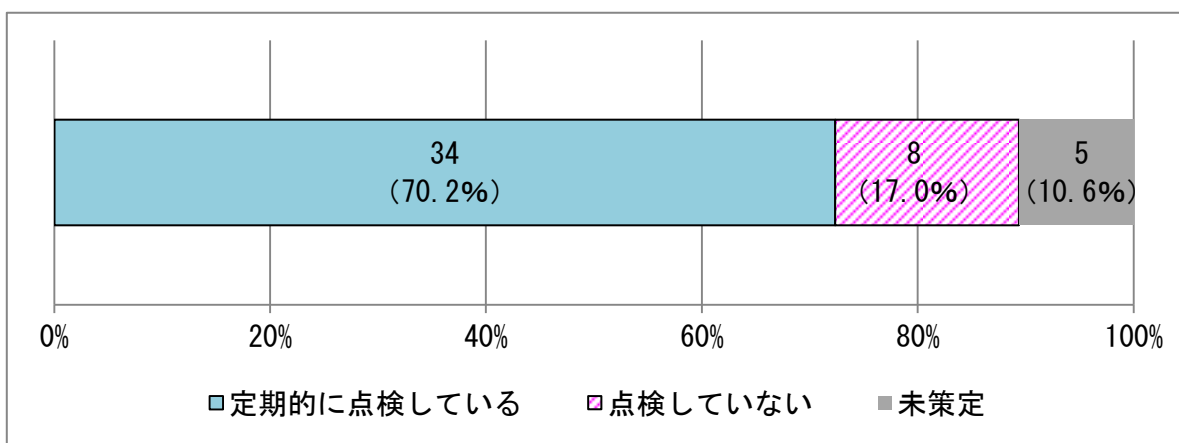
<計画の期間>

策定済み42道府県の回答



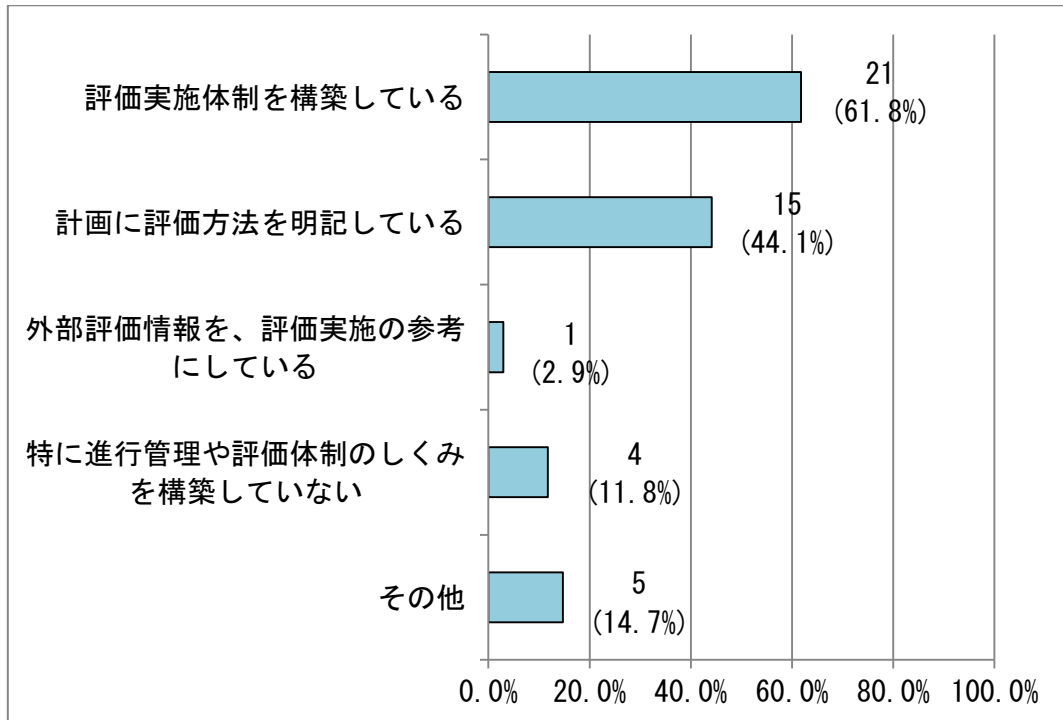
<進行管理>

47都道府県の回答



<評価体制>

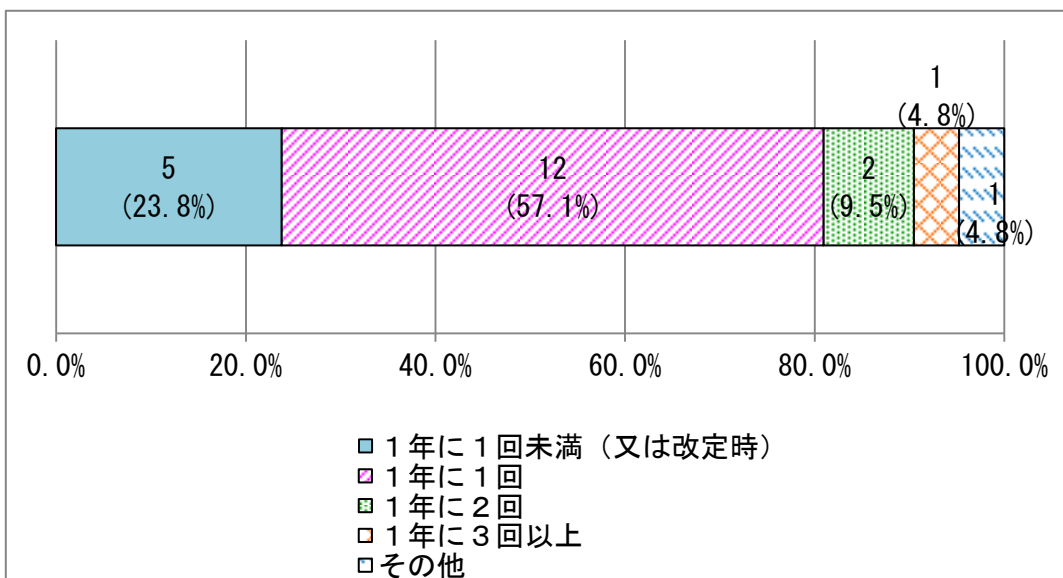
策定済み42道府県の回答（複数回答）



「その他」の回答

- 計画の進捗状況などについて社会福祉審議会に定期的に報告を行っている。
- 主要項目については数値目標等を設定し、毎年度達成状況についてのモニタリングを実施している。
- 改訂時に評価予定。
- 目標値の進捗状況の確認。
- 現計画期間中において、見直しは実施していないが、状況の変化に応じて見直すこととしている。

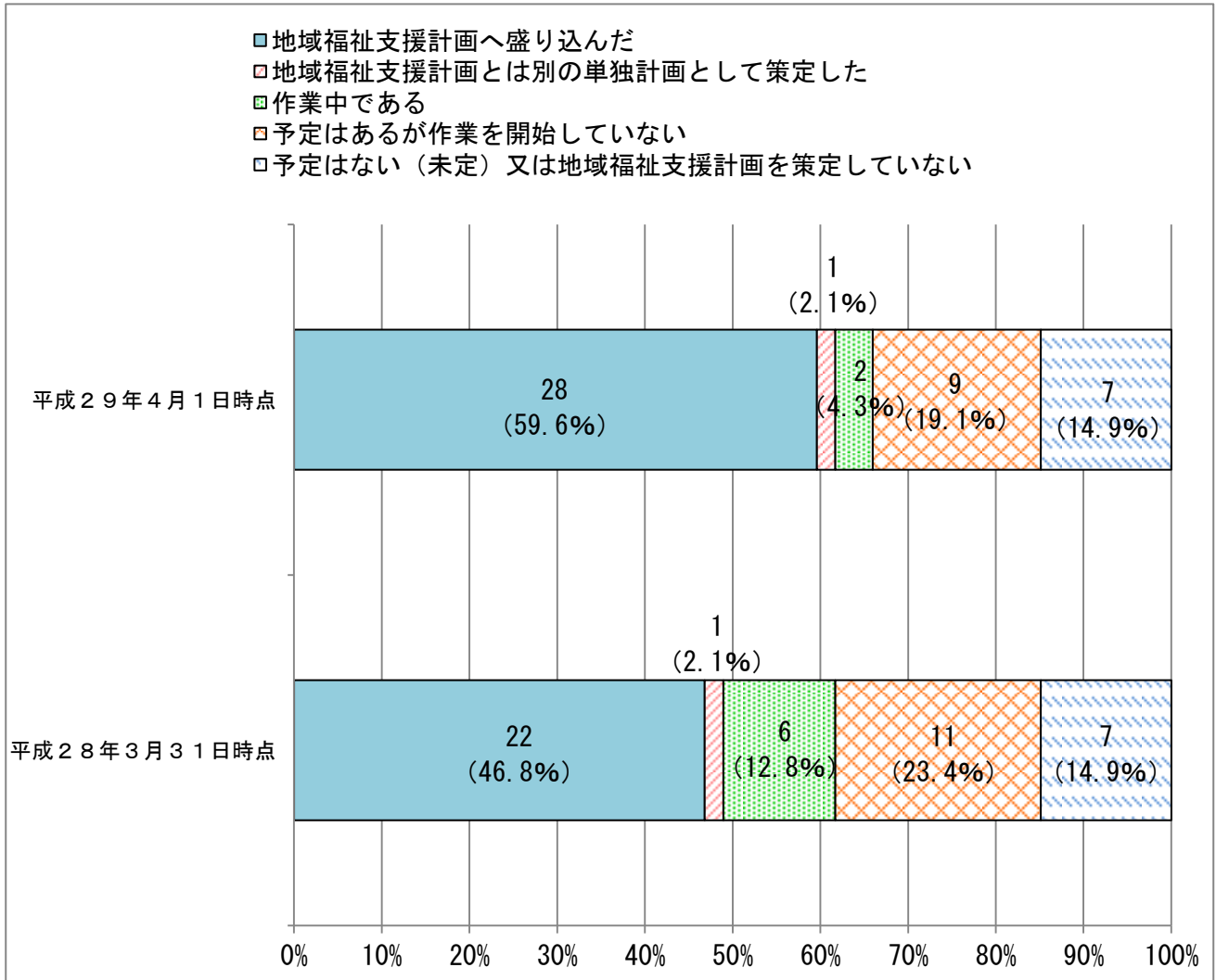
<評価委員会の開催回数> 評価実施体制を構築している21府県の回答



Ⅱ－6 地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況

- 全47都道府県の約6割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、16府県（34.0%）が「予定はあるが作業を開始していない」「予定はない（未定）」と回答している。

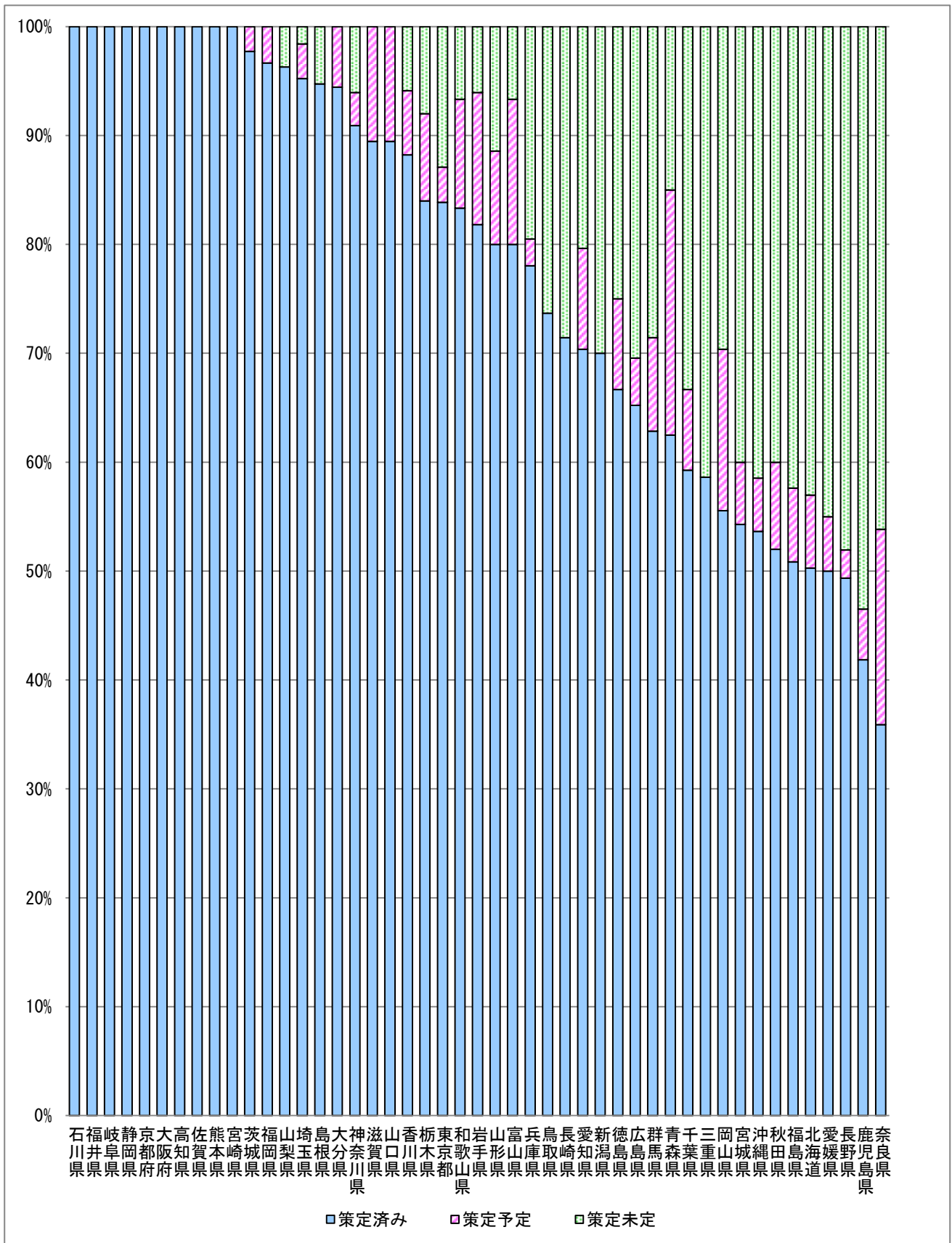
47都道府県の回答



Ⅱ－７ 都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況

○ 市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約2.8倍の差が生じている。

4.7 都道府県の状況

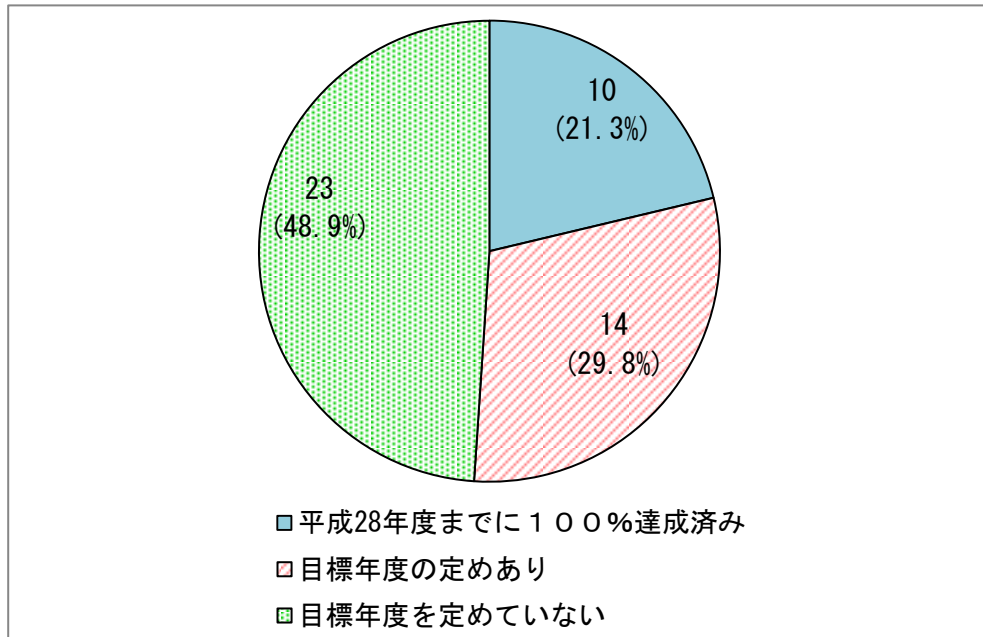


Ⅱ－８ 市町村地域福祉計画の策定の推進及び支援状況

(1) 管内市町村の地域福祉計画策定率100%達成目標年度

- 管内市町村地域福祉計画の策定推進に向け、10府県が「平成28年度までに100%達成済み」となっている。14道県が「目標年度の定めあり」としており、具体的な数値目標で最も多い回答は「平成29年度中に策定率100%」である。
- 一方で、5割弱が「目標年度を定めていない」と回答している。

47都道府県の回答



※策定率100%となっているのは、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、京都府、大阪府、高知県、佐賀県、熊本県、宮崎県の10府県（平成29年4月1日現在）

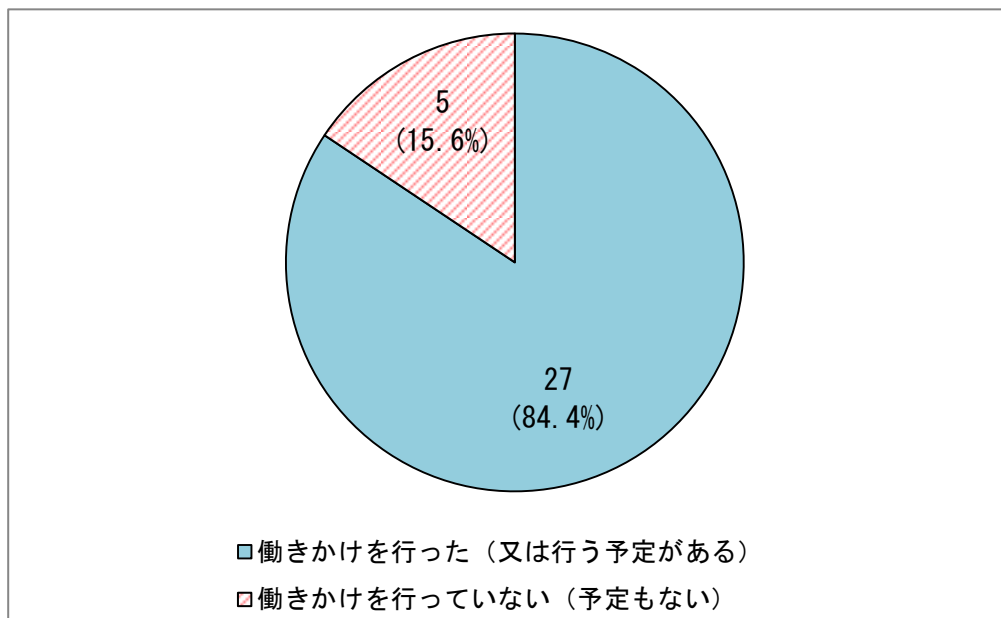
<内訳>

平成28年度までに100%達成済み	10
平成29年度中に策定率100%	5
平成30年度中に策定率100%	3
平成31年度中に策定率100%	3
平成32年度以降に策定率100% (明確な目標年度あり)	3
目標年度を定めていない	23

(2) 管内市町村に対する助言・支援の実施状況

- 「市町村地域福祉計画の策定について」(平成19年8月10日付社会・援護局通知)を受けて、「策定未定」の市町村がある32都道府県のうち、27道県(84.4%)が管内市町村へ「策定の働きかけを行った(又は行う予定がある)」と回答している。

32都道府県の回答



具体的な働きかけの主な内容

- 市町村担当課長会議等での働きかけ。(12)
- 未策定市町村への策定に向けた働きかけ(連絡会議等の開催、直接訪問し指導・助言)。(6)
- 既策定市町村計画の情報提供。(5)
- 改正社会福祉法の周知。(3)
- ヒアリングの実施。(3)
- 計画策定に向けた研修会等の開催。(3)
- 通知文書等により策定を働きかける。(2)
- 計画策定が補助要件とされている国庫補助事業の周知等。
- 地域力強化検討会等の情報提供。
- ガイドラインを策定し、市町村に掲示し、助言している。
- 県が大学と連携して地域福祉に関する住民ニーズ調査(生活課題実態調査)を実施。「経済面」「心身の健康面」「社会関係面」の3つの要素からなるニーズ調査票を設計、全県調査を行い、地域間比較等の調査分析を通じた地域福祉に関する基礎資料を作成し、市町村に配布。また、ニーズ調査を踏まえた地域づくりのモデル的な実践についても、大学や市町村、社会福祉協議会等と連携して支援する取り組みを実施。
- 財政的支援。

※ () 内は類似する回答数